

## 静岡県税務印刷物等広告掲載要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、静岡県経営管理部税務課が所管する印刷物等（以下「広告媒体」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に広告を掲載することをいう。

(広告掲載の範囲)

**第3条** 掲載する広告は、税務印刷物等の公共性及び品位、信頼を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、その範囲は、別に定めるものとする。

(募集方法等)

**第4条** 広告掲載の募集方法、予定価格（募集における最低価格をいう。）及び選定方法等は、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

**第5条** 広告掲載の可否を審査するため、税務印刷物等広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員は税務課長、税務課課長代理及び企画管理班長又は企画管理班総括主査をもって充てる。
- 3 審査会の委員長は税務課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、税務課課長代理が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 審査会の会議は、書面による決裁に代えて行うことができる。

(庶務)

**第7条** 審査会の庶務は、税務課企画管理班において処理する。

(雑則)

**第8条** この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月16日から施行する。

附 則  
この改正は、令和5年10月27日から施行する。

附 則  
この改正は、令和6年10月4日から施行する。